

『長秋詠藻』評釈(5)

檜垣 孝

Notes on “Chōsyū Eiso” (5)

Takashi Higaki

〔要旨〕

藤原俊成の私家集『長秋詠藻』全歌の評釈。(その5、三九五番から四〇二番。)

凡例(追加)

平成一九年一月に、松野陽一・吉田薫氏編『藤原俊成全歌集』(笠間書院)が上梓された。従来活字化されていなかった筑波大学図書館蔵本のいわゆる第一類本『長秋詠藻』が翻刻・収載され、これによって、松野陽一氏が『藤原俊成の研究』(笠間書院、昭和四八・三)において四類五種に分けて整理された『長秋詠藻』諸本の四類全てを活字によって閲覧することができるとなった。そこで本稿以後、校異を示す必要が生じた場合、この第一類本『長秋詠藻』は『藤原俊成全歌集』所収の『長秋詠藻』によって示すこととし、その略記号を「全歌集『長秋詠藻』」としたい。

はじめに

はじめに「『長秋詠藻』評釈(4)」(大東文化大学紀要、第四十五号、平成一九・三)の補訂をしておきたい。

三八八番歌「いにしへの雲井の月はそれながらやどりし水の影ぞかはれる」について、【歌意】を「その昔、崇徳天皇の内裏土御門殿で見た月は、今、この近衛天皇の内裏近衛殿で見ても昔のまま変わっていないが、御溝水に映った私の姿は、すっかり変わってしまったことだよ。」とし、【語釈】でも「やどりし水の影ぞかはれる」を「水に映った私の姿はすっかり変わってしまったことだよ。」と説明したが、詞書に「近衛殿のやり水に月のやどりたるを見て」とあるので、いきなり「水に映った私の姿はすっかり変わってしまったことだよ。」とするのではなく、「近衛殿の御溝水に映っている月影は昔のままだが、その水に映っている私の姿は、すっかり変わってしまったことだよ。」とすべきであったと考え、【歌意】を「その昔、崇徳天皇の内裏土御門殿で見た御溝水に映っていた月影は、今、この近衛天皇の内裏近衛殿の御溝水に映っている月影と同じで昔のままだが、その水に映っている私の姿は、すっかり変わってしまったことだよ。」と訂正をし、【評】もまた「近衛天皇内裏の御溝水に映っている月影は昔のままだが、その水に映っている自分の姿は、すっかり変わってしまったと詠んで、崇徳天皇の恩寵を受けた殿上人時代を懐かしく思い出している歌。」と訂正しておきたい。

次に、三九一番歌「をくれあて思ひやるこそ悲しけれ高野の山の今日の御幸を」について、【語釈】の「御遺誠にて」の項に、「残したいましめ。美福」と「は、『百鍊抄』永暦元年」の部分に傍線があるのは、次行の「御骨奉渡高野也。」と「然而依御遺言如此。」の部分に傍線を引くべきところの誤りであった。

また、三九二番歌「悲しさは言ひ尽くすべき方ぞなき我が心にて人を知らなむ」について、【評】中に、「修辞を重」の部分に注番号(13)が付されているのは、前行の「なる訳で」の部分に注番号を付すべきところの誤りであった。

評釈

御三七日の日、そふくの人々などあまた参りたりしに、御講はつるほどに、たむろ豊紙に書きつけ

て言ひたりし

きよすけ清輔の朝臣

人なみにあらぬ袂たもとはかはらねど涙なみだは色いろになりなにけるかな哉

【題意】 美福門院の御二十一日忌の日に、喪服を着た人々が沢山参上したとき、法会が終わる頃に、懐紙に書き付けて贈ってきた歌。

【作者】 藤原清輔。

【歌意】 人並みではない私は喪服を着ることもなく、袖の色も変わることはないけれど、涙ばかりは悲しみの紅涙で、紅色になってしまいましたよ。

【語釈】 ◇御三七日 美福門院の御二十一日忌。 ◇そふく 底本は「そのふく」の「の」が見せ消ちになっている。「そふく」は「素服」で喪服のこと。小学館『日本国語大辞典』では、①「染めない素地（きじ）のままの衣服。また、儀礼用でない、普通の衣服。」と、②「喪服の一つ。」

飾りのない無地の服」と二説を示し、①の用例として当該歌の詞書をあげるが、角川書店『古語大辞典』では、「喪（も）に服するときに着る着物」の一説のみで、その用例中に当該歌の詞書もあげている。和歌の詞書に用いられたのは当該歌が最初のものである。後年のことであるが、俊成は『長秋草』（一四七〜一五〇番歌）においても、建久三年（一一九二）の後白河院崩御にかかわる贈答歌の詞書に「素服」をとりあげ、袖の色に着目した歌を詠んでいる。

◇御講 法会。御二十一日忌として美福門院の追善供養を行った法要。 ◇畳紙 懐紙。「畳紙」は、折りたたんだ紙の意で、詩歌を書いたり鼻をかむために懐に入れて用いた。懐中に入れておく紙なので「懐紙」という。 ◇言ひたりし 贈ってきた歌。直訳すれば「贈った歌」であるが、歌を贈られた俊成の立場からの訳とした。 ◇清輔の朝臣 藤原清輔（一一〇四〜一一七七、七四歳）。清輔は、

正三位左京大夫藤原顕輔次男。母は正四位下能登守高階能遠女。父に比して身分的には不遇で、極官は正四位下太皇太后宮大進である。久安六年（一一五〇）『久安百首』を詠進。同じ頃、歌学書『奥義抄』を崇徳院に献上。『統古今集』卷二春歌下・一一七番歌や『古今著聞集』二〇三段によれば、久寿二年（一一五五）二月父より人麿影・破子硯を授けられ、いわゆる歌の家・六条藤家を引き継ぐことになる。保元三年（一一五八）

『袋草紙』を完成させ、翌年、二条天皇に献上。二条天皇から勅撰集撰進の命を受け編纂を進めていたが、永万元年（一一六五）天皇が崩御したため勅撰集とならず、同年、私撰集『統詞花和歌集』として完成。後、九条兼実の師として活躍、俊成の御子左家と対立し優勢を保つも、治承元年（一一七七）六月二十日、七四歳で死去。著書はほかに『和歌現在書目録』『和歌初学抄』など。自撰家集『清輔朝臣集』がある。『千載集』以下の勅撰集に九六首入集。中古六歌仙の一人。◇人なみにあらぬ袂はかはらねど 人々と違って喪服を着ていない私の袖は変わることはないけれど。「人なみにあらぬ」という表現は、『後撰集』卷十四恋六の、

人なみにあらぬ」という表現は、『後撰集』卷十四恋六の、

題しらず

よみ人も

人なみにあらぬ我が身は難波なる葦の根のみぞ下に流るる（二〇六四）

が早い例としてあり、家柄の低さや自身の官位の停滞に鬱屈した思いと諦めに似た感情を表白する表現として使用される場合が多い。『尊卑分脈』によれば、清輔は美福門院の従兄にあたり喪服を着ないというのはおかしいのではないかとも思われるが、『清輔集』にも当該歌は収載されていて、その詞書「美福門院うせさせ給ひて後、さるべき人人はみな色になれることを思ひて、俊成のもとへ遣はしける」と合わせて考えると、自身を「人なみにあらぬ」身と認定し、喪服を着てない故の鬱屈した思いを内に秘めた悲しみの歌として詠出しようとしたのであることがわかる。後述するように当該歌は『続拾遺集』に入集しているが、和歌文学大系『続拾遺和歌集』（小林一彦氏校注、明治書院、平成一四・七）の脚注に、「当時は喪服を着る着ない、更にその喪服の色の濃淡にも、故人との親密さに応じて差があつた。」という解説が参考になる。なお「袂はかはらねど」について、第三類本の新編大観『長秋詠藻』は「袂はかわかねど」となっている。同じ第三類本の和歌大系『長秋詠藻』は他本によって「袂はかはらねど」に校訂した旨を記している。「袂」は「手本」で、袖の意。◇色になりける哉 涙ばかりは悲しみの紅涙で、紅色になつてしまいましたよ。血の涙を紅涙という。

【評】 贈答歌の贈歌。美福門院の二十一日忌にあたって、喪服を着ていない清輔が、涙は紅涙となつて流れたのですよと述べて、美福門院への深い哀悼の意を表明した歌。

『続拾遺集』（卷十八雑歌下、一三三三、清輔、詞書「美福門院かくれさせ給ひけるころ、素服の人あまた参りあひたりけるをみて、皇太后宮大夫俊成もとに遣はしける」、『清輔集』（三三三三、詞書「美福門院うせさせ給ひて後、さるべき人人はみな色になれることを思ひて、俊成のもとへ遣はしける」）に入集。

返し、出でにければ、夕方ぞ遣はしける

396 墨染にあらぬ袖だにかはるなり深き涙のほどを知らなん

【題意】 返歌ができたので、夕方に贈り返した歌。

【作者】 藤原俊成。

【歌意】 喪服ではないあなたの袖でさえも、紅涙のため紅く色が変わったというのですね。あなたと違って喪服を着ている私の袖はなおさら、深い悲しみの故に流す涙もまた紅涙で、色が変わっていると知ってほしいものですよ。

【語釈】 ◇返し、出でにければ 返歌ができたので。 ◇墨染にあらぬ袖だにかはるなり 喪服ではないあなたの袖でさえも、紅涙のため紅く色が変わったというのですね。清輔歌の「涙は色になりける哉」という下の句を、清輔の服の袖が紅涙で紅く染まったということを暗示したものだとして俊成は理解したのである。 ◇ふかき涙のほどを知らなん 深い悲しみの故に流す涙もまた紅涙で、色が変わっていると知ってほしいものですよ。「ほど」は、俊成の悲しみの深さの程で、悲しみの故に流す紅涙（血の涙）を暗示している。「ほどを知らなん」は、

夜もすがらひち明かしつる衣手の今朝も乾かぬほどを知らなん（小大君集、九〇）

一もとに千年こもれる姫子松手ごとに引けるほどを知らなん（輔尹集、四〇）

岩間行く山の下水せきわびてもらす心のほどを知らなん（久安百首、一一六三、上西門院兵衛）

などと詠まれていて、ものの程度や自分の思いの深さなどを相手に知ってもらいたいというときに用いられる表現。「なん」は詠えの意を表す終助詞。既に、四首前の三九二番歌において、藤原成通が美福門院の崩御を悲しむ気持ちを俊成に訴え詠んだ歌「悲しさは言ひ尽くすべき方ぞなき我が心にて人を知らなむ」にも使われていた。

【評】 贈答歌の答歌。清輔の悲しみを一旦は受け止め、しかし自分の悲しみはそれ以上であると知って欲しいと述べて、美福門院の死を悼む深い悲しみを表明した歌。

美福門院の死を悼むという点では、清輔の贈歌と同じなのではあるが、贈答歌の答歌としては、涙の色の変化を、さらに袖の色の変化にまで及ぼして詠んでみせて贈歌に対応させている所に一工夫があるものとみられる。

俊成と清輔との交渉については、この贈答歌の他に、『清輔集』釈教部に、

俊成入道うちぎさせらるるとききて、我が言の葉の入り入らず聞かまほしきことを尋ぬとて

さをしかの入る野の薄ほのめかせ秋の盛りになりはずとも（四〇四）

という歌があり、清輔が俊成の私撰集編纂を聞きつけ、自歌の入集の有無を問い合わせたことが知られる。俊成の和歌活動に清輔も注目していたということであろうが、俊成の返歌は知られていない。後年、俊成は『千載集』に清輔歌を二〇首入集させている。清輔は『千載集』以下の勅撰集に九六首入集する勅撰歌人であるが、各勅撰集の中で『千載集』の二〇首が最も多い数である。俊成の方も清輔を十分に評価していたことが知

られるのである。⁽³⁾

『続拾遺集』（卷十八雑歌下、一三三四、皇太后宮大夫俊成、返し、第五句「ほどは知らなむ」）、『清輔集』（三三四、俊成、返し、第五句「ほどは知らなむ」）に入集。

年も返りて、御正日に御「誦」経の使にて出づとて、親隆の卿のもとに言ひおきける

397 墨染の袖をつらねて慰めし日数にさへも別れぬる哉

【題意】 新しい年となつて、美福門院の一周忌に誦経を諸寺に依頼する使いとして出発するにあたって、親隆卿の所へ詠んで贈った歌。

【歌意】 喪服を共に着、お互い慰めてきましたのに、今日は喪服と別れる上に、お互い慰めあつてきたその日数にまでも別れてしまったことです。すね。

【語釈】 ◇年も返りて 新しい年となつて。永暦二年（一一六一）。但し、九月四日に応保と改元するので、応保元年ということでもある。古典大系『長秋詠藻』に「保元二年のこと。」とするのは誤り。応保元年は、俊成は正四位下で九月十九日に左京大夫となり四八歳である（『公卿補任』）。◇御正日 美福門院の一周忌。永暦二年（応保元年）十一月二十三日。「正日」は、人の死後四十九日目の日、一周忌の日、毎年の命日、のそれぞれの意に用いられる（小学館『日本国語大辞典』）。『出羽弁集』に、

いづみの尼上ときこえつるをばの、須坂といひて山里よりもよはれたるところにてなくなり給へるに、さきの齋院の君は、その人のとりわき睦まじくものし給うしかば、忌にこもりて、よろづしたためはてて、正日になんやがてほかへ渡るなどある文に

あるもかくさまざまわかる亡き人はいづれの道におもぶきぬらん（一八）

とあるかへし

悲しきは目の前よりも亡き人のおもぶく道^{（一八）}を知らぬなりけり（一九）

とあるのが早い例で、贈答歌の内容から「正日」は四十九日を指していることが知られ、当該贈答歌より後の例であるが、『信実集』に、

八条院かくれさせ給ひて、御正日八月十五夜にあたりて侍りしかば

闇のうちも今日をかぎりの空にしも秋の中ばはかきくらしつつ（二〇八）

とある歌（『新勅撰集』卷十八雑歌三、一二五九に入集）では、八条院は建暦元年（一二一一）六月二十六日に崩じた鳥羽院皇女暲子内親王をさし（『女院小伝』）、「八月十五夜」は四十九日にあたるのなどをみても、四十九日目の忌日の意で用いられている。

一方、『隆信集』の、

正日に、墓へまかりて、日も夕暮れになりしに、去年おくりおきしことも、今の心ちして
まだ知らぬ山路を踏みし去年よりも猶まどはるる今日の暮れかな（四一三）

は、詞書や歌中に「去年」とあるその内容から「正日」は一周忌のことと知れる。

当該歌の場合どちらともとれると思われるが、同時代の隆信の歌を拠り所に一周忌と考えておきたい。後述するように当該歌は『統後拾遺集』卷十八哀傷歌、一二五六番に入集して、その詞書では「御忌日」となっている。撰者は一周忌の和歌と考えているようである。

古典大系『長秋詠藻』の本文は「御忌日」となっているが、私家集大成本とは底本を同じくするので不審。国文学研究資料館のマイクロフィルムによる書陵部蔵本（五〇一・一七二）の紙焼写真では、「御正日」と認められる。なお、第一類本『長秋詠藻』の全歌集『長秋詠藻』では「御忌日」、第三類本『長秋詠藻』の新編大観『長秋詠藻』は「御正日」であるのに対し、底本を同じくする和歌大系『長秋詠藻』は「御忌日」と翻刻されていて、その脚注に「永暦二年（一一六一）十一月二十三日。」とされている。◇御「誦」経の使 誦経を諸寺に依頼する使い。誦は本来経文を暗誦することだがここは声を上げて読む意に用いられている。底本は「誦」の字を見せ消ちしているが、意味上「御誦経」が正しいと思われるので「誦」の字を生かして「御「誦」経」の表記とした。「誦経の使」は皇室や撰閲家から諸寺に誦経を依頼するために派遣される使い。四位五位のものが任命されていたようで、後の文献であるが、『増鏡』卷五「内野の雪」に、

伊勢の御てぐらつかひなどたてらる。諸社の神馬、所々の御誦経の使ひ、四位五位数を尽して鞭をあぐるさま、いはずともおしはかるべし。⁴

とあるのが参考になる。後嵯峨天皇中宮姞子の安産祈祷のために諸寺に四位五位のものが派遣される場面である。これと同様に、ここでは俊成が任命されたのである。◇親隆の卿 藤原親隆（一〇九九―一一六五、六七歳）。参議正三位大藏卿為房の子。母は法橋隆尊女。『尊卑分脈』

によれば、隆尊の女は法性寺関白藤原忠通の乳母で讃岐宣旨と呼ばれた女性で、隆尊は従三位大藏卿藤原隆佐の子で天台宗寺門派の僧であることがわかる。親隆は、保元三年（一一五八）五月六日に従三位、同じ年の十二月十七日、二条天皇の即位の折の叙位によって正三位。応保元年（一一六一）九月十五日に参議となっている。長寛元年（一一六三）八月出家。永万元年（一一六五）薨。鳥羽院の信任を受け、待賢門院判官代、美福門院殿上人などを勤めている。和歌事績としては保安二年（一一二二）九月「関白内大臣忠通歌合」、長承三年（一一三四）九月十三日「中

宮亮顯輔家歌合」等に出詠し、『為忠家後度百首』『久安百首』の作者となっている。『金葉集二度本』『異本歌』への入集一首をはじめとして勅撰集に一六首入集。井上宗雄氏は、「親隆は勸修寺派の有能な官人であり、変り身の早い廷臣として、院政期の歴史において何程かの役割を担った人物である。」と評価されている。◇墨染の袖をつらねて 喪服を共に着。「つらね」は「連ね」で（喪服の）袖を並べる意、つまり喪服を共に着るといふ共感が下地にある。早い例としては、『後拾遺集』巻一春歌上に入集している、

鷹司殿の七十賀の月令の屏風に臨時客のところを詠める 赤染衛門

紫の袖をつらねてきたるかな春立つことはこれぞうれしき（一四）

がある。◇日数にさへも別れぬる哉（今日は喪服と別れる上にお互い慰めあつてきたその）日数にまでも別れてしまったことですね。「日数」は美福門院の崩御から一年間にわたる日々をさす。「さへ」は添加の意を表す副助詞。「も」は強意の係助詞。「ぬる」は完了の助動詞「ぬ」の連体形。「哉」は詠嘆の意を表す終助詞。「日数」を詠み込んだ歌は、当該歌以前には、

恋しさの日数へぬれば袖にいつる涙の滝のみかさまされる（恵慶法師集、二四八、恋）

あはでのみ日数をつめば小山田の稲葉のそよや袖ぞ露けき（大斎院前の御集、一九一、作者・進）

などがあり、事実としての日数を示す上に、時間の経過の久しいという文脈の中で詠まれる語であるとみえる。

【評】 喪服を着て悲しんだ一年間が過ぎ喪服と別れる（喪服を脱ぐ）今日は、その上に一年間にわたってお互い慰めあつてきた日々にも別れるのですね、と事実を詠みかけて、親隆に美福門院追悼の共感を求めた贈歌。

『続後拾遺集』巻十八哀傷歌（一二五六、皇太后宮大夫俊成、詞書「美福門院かくれさせ給うて後、御忌日に御誦経のつかひにて参議親隆もとにいひおくりける」）に入集。なお、贈答歌ながら親隆の返歌は入集していない。

返し

親隆卿

398 日数さへ過ぎ別れぬと思ふにも離れぬものは涙なりけり

【題意】 返歌。

【作者】 藤原親隆。

【歌意】 一年という月日が過ぎて、今日は喪服と別れるその上に、お互い慰めあってきた日数にまでも別れてしまったと思うにつけても、私から離れないものは涙だったのですねえ。

【語釈】 ◇日数さへ過ぎ別れぬと 一年という月日が過ぎて、今日は喪服と別れるその上に、お互い慰めあってきた日数にまでも別れてしまつたと。贈歌と同様「さへ」という添加の意を表す副助詞によって、「過ぎ別れぬ」の句に、喪服と別れるその上に日数にまでも別れるという二意が込められている。 ◇離れぬものは 私から離れないものは ◇涙なりけり 涙だったのですねえ。

【評】 俊成の贈歌が、喪服ばかりでなくお互い慰めあってきた日数にまでも別れるという事実を詠みかけて、美福門院追悼の共感を促そうとしたのに対し、自分の哀悼の気持ちはまだ涙となつて流れていますと詠んで、悲しみの気持ちを強調しようとした歌。ともに美福門院に関わりのある二人が、哀悼の意を確認し合う贈答歌を詠んでいるのは頷けることである。

『長秋詠藻』中には俊成と親隆の贈答歌はこの他には見あたらないが、『為忠家後度百首』『久安百首』では共に歌人として肩を並べて互いに知己である。俊成は後年『千載集』に親隆歌を九首入集している。この九首中八首が『久安百首』の歌であるのも注意される事実である。親隆歌の他の勅撰集への入集は全て各一首ずつであるので、『無名草子』などで批判されたいわれるところの個人的な縁故に重きをおいた入集が想像されるところであるが、俊成が注目していた歌人の一人であったことも確かであろう。

前中納言師仲もろなかの卿、下野くくにの国より帰京して後、配所よにして詠よみたりける歌うたどもとて、見みせに遣つかは

したりしを、返かへすとて、添そへて遣つかはしける

399 いかばかり露しげゝれば東路あづまぢの言ことの葉はにさへ袖そでのぬるらん

【題意】 前の中納言の源師仲の卿が、下野の国から帰京した後、「配所で詠んであった歌です。」といつて見せに送つてよこしたが、それらを見て返すときに、詠み添えて贈つた歌。

【作者】 藤原俊成。

【歌意】 どれほど多くあなたが涙を流したせいだといふので、東国の配所で詠んだ歌にまで誘われて、私の袖はこんなにも濡れるのでしょうか。

【語釈】 ◇前中納言 前の中納言。後述するように源師仲は平治の乱に連座し権中納言の職を解かれていたのである。◇師仲の卿 源師仲

(一一一五―一一七二、五八歳)。父は正三位権中納言師時。母は正二位大納言源師忠女。長承元年(一一三二)正月五日叙爵。侍従・藏人・参議などをへて、保元元年(一一五六)九月十三日従三位、保元三年(一一五八)十一月二十六日正三位、平治元年(一一五九)四月六日権中納言に任じるが、同年の平治の乱に連座し解官の後、翌年三月十一日下野国(現、栃木県)に配流。仁安元年(一一六六)三月二十九日召還され、散位ながら十月二十一日日本位に復した後、仁安二年(一一六七)正月二十八日従二位に叙された。承安二年(一一七二)五月十六日薨。伏見中納言と称したとされる。勅撰集には『千載集』に一首入集したのみである。⁸⁾

◇下野の国 現在の栃木県。当時の国庁は、今の栃木市田村町の宮目神社(宮野辺・宮延とも)周囲にあつたとされる。⁹⁾ 現在、宮目神社の北側に下野国庁跡資料館がある。◇配所にして 配所で。源師仲が平治の乱に連座して流された場所については、『公卿補任』では「下野」(現、栃木県)、『平治物語』によれば、師仲は、「三河の八はし(現、愛知県知立市)」に流されたとも、「下野国室の八島(現、栃木県栃木市)」に流されたともされる。¹⁰⁾ 「にして」は、格助詞「に」に「して」のついた連語。「して」はサ変動詞「する」の連用形に接続助詞「て」のついたもの。「にして」で場所を表す。◇詠みたりける歌ども 詠んであつた歌。「ども」は複数の意を表す接尾語。和歌大系『長秋詠藻』は、「後年の『千載集』の撰集資料となつたのか。千載集五一八にその折の詠がある。」と注する。

◇見せに遣はしたりしを 見せに送つてよこしたが。直訳すればこの表現の主語は源師仲なので「見せに送つたが」となるところであるが、送られた俊成を主とした表現で訳した。◇いかばかり露しげれば どれほど多くあなたが涙を流したせいだといふので。「いかばかり」は程度を表す副詞。「露」は涙の露の意。草深い東国を想起し、その野に生える草の葉に置く露の多さのイメージを利用したもの。◇東路の言の葉にさへ 東国の配所で詠んだ歌にまで。これも東国に住む人々の鄙びた言葉のイメージが重ねられている。配所で詠んだ歌に、その鄙びた言葉が詠み込まれているとも考えられる。◇袖のぬるらん 私の袖はこんなにも濡れるのでしょうか。配所で涙を流して濡れそぼつた師仲の袖をも重ねている。

【評】 罪人として草深い東国に流され侘びしい時間を過ごした師仲の悲しみを思いやり、現地で詠んだあなたの歌に私も涙を誘われ袖はこんなにも濡れてしまいましたと詠むことで、師仲の気持ちを慰めようとした歌。

次の師仲の答歌と合わせこの贈答歌が交わされたのは、俊成が私撰集を編纂している仁安年間(一一六六―一一六九)であると考えられるので、¹¹⁾ 師仲は五二歳から五五歳、俊成は五三歳から五四歳のころのことである。

この歌、背後に、草深い東国に流され、東国の野に生える草の葉に置く多くの露のせいで涙を流し、あまつさえ土地の鄙びた言葉を聞いて涙を流し袖を濡らしたであろう師仲の様が重ねられている。歌の意味をそのように解することも可能か。

『玉葉集』（卷十四雑歌一、一九五一、俊成、詞書「前中納言師仲、下野国より帰京して後、配所にて詠めりける歌どもを見せに遣はしたりけるを返すとて、添へて侍りける」、第四句「言の葉さへに」）に入集。なお、贈答歌ながら師仲の返歌は入集していない。

返し

400 思ひやれ室の八島にしほたれて煙になれし袖の気色を

【題意】 返歌。

【作者】 源師仲。

【歌意】 思いやつて下さい。室の八島で嘆き悲しんで侘びしい生活を送り、室の八島の煙に馴れ、涙のために萎えてしまった私の袖の様子を。

【語釈】 ◇思ひやれ 思いやつて下さい。「やれ」は動詞「やる」の命令形。初句に命令表現を持ってきたのは、相手への強い働きかけを意図したもの。初句切れとなっている。意味上は末の句の「袖の気色を」に続くので、倒置法である。◇室の八島 下野国の歌枕。現在の栃木県栃

本市惣社町にある大神神社の境内に史跡がある。「下野や室の八島に立つ煙思ひありとも今こそは知れ」（古今和歌六帖、一九一〇）、「いかでかは思ひありとも知らすべき室の八島の煙ならでは」（詞花集、一八八、題不知、藤原実方）など以後、多くの和歌に詠まれ、そのほとんどが「煙」と取り合わせられている。◇しほたれて 嘆き悲しんで侘びしい生活を送り。「しほたれ」は動詞「しほたる」の連用形。製塩作業の一貫として海藻に潮水を掛ける動作をさす動詞「もしほたる」と関係した語で、海藻に潮水を掛けるときに衣服にその潮水がかかってしづくが垂れる意があり、さらに、涙で袖がぬれるとか、嘆き悲しむ意に用いられる。「もしほたる」が詠まれた歌としては、「わくらばにとふ人あらば須磨の浦にもしほたれつつわぶと答へよ」（古今集、九六二、在原行平）が早く、「しほたる」が詠まれた歌としては、「焼くとのみ枕の上にしほたれて煙たえせぬ床のうらかな」（後拾遺集、八一四、相摸）が早い例である。◇煙になれし 室の八島の煙に馴れ、涙のために萎えてしまった。「煙」は、室の八島に立ち上る煙であるが、製塩作業の一貫として海藻を焼くその煙と重ね合わせて利用したもの。俊成歌にも「しほたれて」という句を詠

み込んだ歌が、三〇歳代の恋愛贈答歌中の一首にある。

人知れぬ入江の浪にしほたれていかなる浦の煙とか見ん（長秋詠藻、三三五）
とあるのがそれである。¹³

【評】 流罪にされた下野の国での侘びしい生活を、室の八島に立つ煙に託しながら、涙で袖も萎えてしまったと強調し、その悲しみを想像して下さいと訴えた返歌。

『平治物語』には、当該歌と同様な流罪者としての心情が読み取れる二首の和歌が記されている。すなわち、

伏見の源中納言師仲は、三河の八はしへ流されけり。不破の関を過ぐるとて、関屋の柱に一首をぞ書きける。

あづまぢを西へ向き行く人みればうらやましきはこの世のみかは

八橋に着き給ふ。かくぞ思ひ続けゝる。

夢にだに思はざりしを三河なるけふ八はしを渡るべしとは

是も程もなくして赦免ありぬ。¹⁴

である。「あづまぢを」歌は、仏教的な内容となっているが実は東国へ流される心細さと都恋しい思いが表白された歌であるし、「夢にだに」歌は、風雅に親しむために尋ねるはずの歌枕を流罪の身として来てしまった思いがけなさとし悲しみが吐露された歌である。この二首なども俊成に送った歌稿の中にあつたとみてよい。

俊成への返歌は、相手へ強く訴えかけた直情表現の歌とみえながら、初句に命令表現を持ってきて初句切れとし、意味上は末の句から返ってくる倒置法を用いた、技法的には洗練された歌だといえる。実は、俊成は「思ひやれ」を初句に置き「袖の気色を」で結ぶ倒置法の歌を二首詠んでいる。一首は、三〇歳代で詠んだ恋愛贈答歌中の、

思ひやれ降らぬ空だにあるものを今日のながめの袖の気色を（長秋詠藻、三二九）

で、もう一首は、四二歳以前の白川押小路殿での「彼岸念仏会」中の、

思ひやれ春の朝の雨の中に軒にあらそふ袖の気色を（長秋詠藻、三四六）

である。¹⁵ この「思ひやれ……袖の気色を」と表現する歌は俊成歌以前には見あたらないので、俊成歌にこのような歌があることを知っていて、師仲が自歌に応用したのではないかと考える。

なお、師仲の歌は『千載集』に二首入集している。一首は、前歌の【語釈】「詠みたりける歌ども」で触れた、師仲が俊成に送った歌稿の中か

ら選ばれたものかと考えられる歌、

下野国にまかりける時、尾張国鳴海といふ所にて詠み侍りける

前中納言師仲

おぼつかないかになるみの果てならむ行へも知らぬ旅の悲しさ（巻八羈旅歌、五一八）

である。もう一首は、

法花経の、我等長夜修習空法の心をよめる

前中納言師仲

長き夜もむなしきものと知りぬればはやく明けぬる心ちこそすれ（巻十九釈教歌、一二三〇）

である。師仲歌は『千載集』以外の勅撰集には入集がない。俊成が個人的に親しかったというその結果の入集とみてよいか。

西行法師高野にこもりゐて侍（り）しが、撰集のやうなるものすなりと聞きて、歌かき集めたる

もの送（を）りて、裏紙に書きたりし

西行法師

401 花ならぬ言の葉なれどおのづから色もやあると君ひろはなむ

【題意】 西行法師が高野山に隠栖していましたが、私が撰集のようなことをしていると聞いて、自分の歌を取り集めておいたものを送ってきた、その包み紙に書いてあった歌。

【作者】 西行法師。

【歌意】 花のようにすばらしい歌ではないけれども、それでも、中には自然と（華やかな）色のある歌もあるのではないかと思います。もしそのような歌があるならば、あなたに拾ってほしいものです。

【語釈】 ◇西行法師 西行法師（一一一八―一一九〇、七三歳）は、藤原氏北家藤成流の武士の子として元永元年（一一一八）に生まれた。俗名を佐藤義清（憲清とも）といい、勇名を馳せた鎮守府將軍（俵藤太）秀郷からは八代の孫にあたる。父は左衛門尉康清、母は監物源清経女。徳大寺家の随人、鳥羽院下北面武士を勤め左兵衛尉に叙したが、保延六年（一一四〇）二三歳で出家し西行と号した。法名は円位。他に大宝房または

大本房の号が知られる。出家直後は京洛周辺に住み、三〇歳頃の奥州への旅の後、主として高野山に隠栖し、時に諸国を行脚し和歌を詠む生活を続けた。六三歳の頃高野山から伊勢に移り伊勢神宮の神官たちとの交流を持ち、文治五年（一一八九）東大寺再建の砂金勸進のために奥州平泉に赴き、帰京後は河内国（大阪府）弘川寺に入り、文治六年（一一九〇）二月十六日円寂。勅撰集には、『詞花集』に一首、読人しらずとして入集したのを初出として、『千載集』には円位法師の名で一八首、『新古今集』には西行法師の名で集中第一位の九四首の入集をはたした。二十一代集への入集は二六七首を数える。¹⁶『長秋詠藻』では、当該贈答歌の他に、二一八番歌の詞書に「西行、西住などいふ上人どもまうできて、対花思西といふ心を詠みしに」として出てくる。◇高野にこもりあて侍（り）しが 高野山に隠栖していましたが。「高野」は高野山。和歌山県伊都郡高野町の金剛峰寺・大塔その他の伽藍が立ち並ぶ真言宗の大本山。三九一番歌参照。◇撰集のやうなるものすなりと聞き 撰集のやうなるものすなりと聞きと聞いて。「撰集のやうなるもの」については、後述するように当該歌は『続拾遺集』に入集してその詞書中に「千載集えらび侍るよし聞きて」とあるけれど、『千載集』の編纂ではなく俊成が四八歳から六三歳の頃に編纂を試みた私撰集をさすものとされている。¹⁷『山家集』にもこのときの同じ贈答歌が収められていて（二二三九・二二四〇番歌）、その詞書は「左京大夫俊成、歌あつめらると聞きて、歌遣はすとて」となっている。「すなり」は動詞「す」の終止形に伝聞推定の助動詞「なり」の終止形の付いたもの。「と」は格助詞で、前文を受けて連用修飾となり、「聞きて」に続いてゆく。◇歌かき集めたるもの 自分の歌を取り集めておいたもの。「かき」は接頭語。◇裏紙 包み紙。三六七番歌参照。◇花ならぬ言の葉なれど 花のようにすばらしい歌ではないけれども。「言の葉」は和歌。◇おのづから色もやあると 中には自然と（華やかな）色のある歌もあるのではないかと思えます。もしそのような歌があるならば。「おのづから」は作意ではなく自然とという意。「色もやある」は華やかな色があるかもしれないという意。「と」は格助詞で、前文を受けて連用修飾となり、末の句中の「ひろはなん」にかかってゆく。◇君ひろはなむ あなたに拾ってほしいものです。「なむ」は詠えの意を表す終助詞。三九六番歌の【語釈】「ふかき涙のほどを知らなん」参照。

【評】 自分の歌は優れたものなど何もないが、もし見どころのあるものがあるなら、あなたが編纂しているという歌集に撰んでほしいと、俊成に詠えた歌。謙遜しながらも自歌が撰入されることへ期待を込めた、その気持ちが素直に告白されている歌である。

『続拾遺集』（巻十六雑歌上、一一四八、西行法師、詞書「高野山に侍りけるころ、皇太后宮大夫俊成千載集えらび侍るよし聞きて、歌をおくり侍るとて書き添へ侍りける」）、『山家集』（二二三九、詞書「左京大夫俊成、歌あつめらると聞きて、歌遣はすとて」）、『西行法師家集』（五一一、詞書「五条三位歌あつめけると聞きて、歌遣はすとて」）に入集。

返し

402 世を捨て、入りにし道の言の葉ぞあはれも深き色は見えける

【題意】 返歌。

【作者】 藤原俊成。

【歌意】 出家遁世して入ってゆかれた仏道修行の中で詠まれた歌ですから、どの歌にも情趣深い色合いがこもっていると、とてもよく見えることですよ。

【語釈】 ◇世を捨て、 出家遁世して。 ◇入りにし道の 入っていった仏の道。ここでは「入ってゆかれた」と尊敬語を付けて訳してみた。

◇言の葉ぞ (仏道修行の中で詠まれた) 歌ですから。「言の葉」は和歌。西行歌に用いられた詞をそのまま用いた。「ぞ」は強意の係助詞。末の句「色は見えける」の「ける」にかかって係り結びとなる。 ◇あはれも深き色は見えける どの歌にも情趣深い色合いがこもっていると、とてもよく見えることですよ。「あはれ」はしみじみとした情趣。「色」は様子。「見えける」の「ける」は詠嘆の助動詞「けり」の連体形。「言の葉」ぞ……(見え)ける」で係り結び。

【評】 西行が出家遁世者として修行していることを重く見、また、そこに根拠を求め「あなたの歌の趣はとても深いものがありますよ」と答えて、西行への敬意の念を述べ、編纂中の歌集への入集を約束した歌。西行を優れた歌人として見る以上に、出家修行者として尊敬している様子が窺われる歌である。

俊成と西行は互いを許しあって親密な交際を続けた仲であった。その様子は、それぞれの家集である『長秋詠藻』と『山家集』・『西行法師家集』・『聞書集』、西行が自歌を三十六番につがえて俊成に加判を依頼した『御裳濯河歌合』などによって知られるところである。後々のことであるが、俊成は西行が示寂したと聞き、それより先『御裳濯河歌合』で持と判した、「願はくは花のしたにて春死なんその二月の望月のころ」という歌を思い出したとして、

かく詠みたりしををかしく見給へし程に、つひに二月の十六日望の日をはりとげけることいとあはれにありがたくおぼえて物に書きつけ
侍る

願ひおきし花のしたにてをはりけり蓮の上も違はざるらん(六五二)(新編大観『長秋詠藻』)

と詠み、「ねがはくは」歌に唱和する形で西行の浄土（蓮華上）往生を確信した哀悼歌を残している。この時、同様に、慈円は寂蓮と贈答歌を交わし（拾玉集、五一五八〜五一六九）、定家は公衡と贈答し（拾遺愚草、二八〇九〜二八一〇）、また、一周忌に当たる日に良経は西行をあらためて偲ぶ贈答歌を定家と交わしている（秋篠月清集、一五六七〜一五六八）事が知られる。西行が、すばらしい歌を残した歌人であるということのそれはそれとして、俊成における仏道理解の深さが西行の往生の様子を書き記し、自らの詠を唱和歌の形で残した所以であった。そして、俊成における仏道理解の深さに基づく西行評価の高さが、直線的ではないにしても『新古今集』における西行評価の高さに引き継がれていったのであったと考へる。¹⁹⁾

『続拾遺集』（卷十六雑歌上、一一四九、皇太后宮大夫俊成、返し）、『山家集』（一二四〇、俊成、返し、第五句「色もみえける」）、『西行法師家集』（五一二、俊成、三位返し）に入集。

注

(1) 谷山茂氏『谷山茂著作集三 千載和歌集とその周辺』（角川書店、昭五七・一二）第五章の「俊成と清輔」、井上宗雄氏『平安後期歌人伝の研究 増補版』（笠間書院、昭和63・10）第二章の四「清輔年譜考」、名古屋和歌文学研究会編『勅撰集付新業集作者索引』（和泉書院、昭和六一・七）参照。それぞれ単行本により、御論文の初出については省略させていただいた。以下も全て同じ。

(2) 傍線は以下も全て檜垣による。

(3) 俊成と清輔を厳しく対立したライバルとしてその交渉を描いている谷山茂氏は、当該の贈答について、

美福門院の崩御にあたって、ともに女院に縁故をもつ清輔と俊成が、たがいに悲しみの歌をよみかわすというような一幕もあった。
と述べ、「さをしかの」の歌に関しては、

俊成入道が、清輔の存命中、おそらく千載集の前身になるような私撰集をひそかにえらんでいたことがあるが、清輔はその俊成の撰集に自分の歌が並び入れられてもらえたかどうか知りたくて、

さをしかの入る野の薄ほのめかせ秋のさかりになりはでずとも
などという歌を俊成のところへ詠み送るのであった。

と述べておられる（注（1）谷山氏論文）。俊成が私撰集を編纂していたことについては、松野陽一氏『藤原俊成の研究』第二篇第四章の「『撰集のやうなるもの』について」、同氏「俊成の『撰集のやうなるもの』再考」（和歌文学研究、第九二号、平成一八・六）参照。

(4) 井上宗雄氏校注・訳『増鏡(上)全訳注』(講談社、昭和五四・一一)の本文による。

(5) 『尊卑分脈』、『公卿補任』、『勅撰集付新葉集作者索引』、井上宗雄氏「藤原親隆について」(『論叢王朝文学』(笠間書院、昭和五三・一一一)参照。

(6) 注(5)井上氏論文。

(7) 谷山茂氏は『千載集』のみに入集している歌人について言及した中で、

前後の勅撰和歌集には見えず、千載集のみに見える作者といえ、実に八十四名もいるのであるが、それらの中には、必ずしも血縁者という意味ではなくして、また別途の私的関係からして、作者のうちに加えられた人々があるかもしれない。

と述べ(『谷山茂著作集三 千載和歌集とその周辺』第二章の第二節「撰集の態度方針と俊成の和歌理念」、井上宗雄氏は、

俊成は永暦元、二年の項で述べるように親隆と親しく(既に為忠家百首で同座)、結果的にこの久安百首の歌を俊成は認めており(千載集に八首入集)、今からは分からない両者の個人的な親交があったのかもしれない。

と述べておられる(注(5)井上氏論文)。

(8) 『尊卑分脈』、『公卿補任』参照。

(9) 日本歴史地名大系『栃木県の地名』(平凡社地方資料センター編、平凡社、一九九八・八)参照。

(10) 「三河の八はし」は金刀比羅宮所蔵本『平治物語』を底本とする日本古典文学大系『平治物語』(永積安明氏他校注、岩波書店、昭和三六・七)、「下野国室の八島」は学習院大学図書館蔵本『平治物語』を底本とする新日本古典文学大系『平治物語』(栃木孝惟氏他校注、岩波書店、平成四・七)による。『尊卑分脈』、『公卿補任』では、「下野」とのみ記されている。

(11) 松野陽一氏は、この贈答歌について、

これは必ずしも撰集の状況を示す資料とはいえないが、師仲が惟方と配流の時期を丁度同じくしていることでもあり、後の千載集での両者の入集状況、及び入集歌の内容が酷似しているので、同じく撰集の資料となったものとみたい(『藤原俊成の研究』第二篇第四章の「撰集のやうなるもの」について)。

と述べておられる。

(12) 角川書店『歌ことば歌枕大辞典』、注(9)『栃木県の地名』参照。

(13) 安田章生氏『新古今集歌人論』(桜楓社、昭和三五・三)の「藤原俊成」参照。三〇歳代の俊成と美福門院加賀との恋愛が論じられている。

(14) 日本古典文学大系『平治物語』。新日本古典文学大系『平治物語』では、流罪地は「下野」で、和歌は「夢にだに」歌のみが記されている。

(15) 「思ひやれ」歌を四二歳以前の作としたのは、松野陽一氏『藤原俊成の研究』第二篇第二章「壮年期前期」の「概要」参照。

(16) 『尊卑分脈』、『和歌大辞典』、『勅撰集付新葉集作者索引』、窪田章一郎氏『西行の研究』（東京堂、昭和三六・一）参照。

(17) 俊成が私撰集を編纂していたことについては、注(3)松野氏論文参照。

(18) 新編大観『長秋詠藻』六五一番（『御裳濯河歌合』では一三番、第二句「花のもとにて」）。第二句の本文については、西澤美仁氏が「花のもとにて春死なん」西行和歌の本文と伝承」（説話・伝承学、第七号、一九九九・四）において、『山家集』『山家心中集』『西行上人集』『御裳濯河歌合』等の諸伝本を精査され、

『西行上人集』『御裳濯河歌合』の諸伝本の本文が「もと」を有力にすること

を確認され、その上で、さらに『長秋詠藻』『拾遺愚草』等の家集諸伝本をも検討され、

以上、西行自身の本文が「した」であったこと、為家の時代までは「した」本文が主流をなし、のちに「もと」本文に交代していったであろうことを述べた。西行は（俊成も定家も為家でもあるが）「もと」という本文にはかわりがない、というべきである。

と述べられ、西行歌は同世代および為家の時代までは第二句は「花のしたにて」という本文で享受されていたことを詳細に論じておられる。

(19) 上村正人氏「西行と俊成―両歌人の交渉をめぐって―」（中世文学、第十三号、昭和四三・五）、拙稿「西行と俊成―俊成から見た西行―」

（解釈と鑑賞、第六五卷第三号、平成一二・三）参照。